

全弓連発第 7-54 号
令和 7 年 8 月 8 日

連合会長 各位

地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟（公印省略）

国際弓道連盟におけるロシア弓道連盟の加盟資格停止について（通知）

国際弓道連盟（IKYF）は、2025年7月8日付の理事会において、ロシア弓道連盟（IPO Kyudo Federation）の加盟資格を同日付で停止することを決定いたしました。

本措置は、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻が国際法に著しく反しており、多くの国際的スポーツ団体等から非難を受けている現状を踏まえ、ウクライナの人々および弓道家との連帯を示すために講じられたものです。

これに伴い、IKYF と全日本弓道連盟では以下の対応を決定しております。

1. IKYF ならびに全日本弓道連盟が主催または関与するすべての活動（大会、セミナー、会議等）へのロシア弓道連盟の参加を認めない。
2. ロシア弓道連盟の代表者は、加盟資格停止期間中、IKYF におけるいかなる役職にも就任できない。
3. IKYF に関連するイベント等において、ロシア国旗、紋章、国名表記など国家的シンボルの使用を禁止する。
4. ロシア国籍を有する弓道家に関する対応：
 - 1) ロシア弓道連盟の所属とはせず、「中立な立場の個人資格の選手（AIN : Athletes with Individual Neutral Status）」として、大会、セミナー、および全日本弓道連盟の審査会への参加を認める。
 - 2) 参加にあたっては、以下を含む誓約書の提出を義務付ける。違反が判明した場合には、審査結果（称号段位の認定）ならびに競技記録を取り消し、今後の参加を認めない。
 - ・弓道具・服装等に「ロシア」の文字表記やロシア国旗を表示しないこと。
 - ・政治的発言や行動（SNS を含む）を行わないこと。
 - ・ロシア政府、軍、治安機関等に雇用されていないこと。
 - 3) IKYF ならびに全日本弓道連盟は、渡航に必要なビザ等の取得に関与しない。
 - 4) 不測の事態に備え、ロシア国籍を有する弓道家が参加する際には、ロシア語通訳を配置する。
 - 5) セミナーや審査の申込書には「ロシア弓道連盟」の名称を記載しない。申込書には、ロシア弓道連盟会長が個人として署名するものとする。IKYF および全日本弓道連盟への申請は、従来どおりロシア弓道連盟事務局を通じて行うが、AIN 選手の窓口として取り扱う。
 - 6) ロシア国外に居住しているロシア国籍の弓道家については、居住国・地域の弓道団体が承認すれば、当該団体の所属として参加を認める。

- ロシア弓道連盟に対する対応については、IKYF 加盟団体およびその他の弓道団体が、それぞれの判断と責任において行うものとする。

上記のとおり全日本弓道連盟においても、主催する競技会、審査会、講習会には、ロシア弓道連盟所属の弓道家の参加を認めません。AIN として申請があった場合には、「4. ロシア国籍を有する弓道家に関する対応」に従って対応いたします。各連合会・地連におかれましても、同様の対応を取っていただきますようお願いいたします。

なお、日本国内に居住し、地連に所属しているロシア国籍の弓道家については、従来どおり地連所属として取り扱ってください。

ご不明な点がございましたら、全日本弓道連盟事務局までお問い合わせください。

本件について

公益財団法人全日本弓道連盟事務局

TEL : 03-6447-2980

E-mail : kanri3@kyudo.jp